

『東三河後見センター』会報 第46号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

平成 30 年 12 月 20 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

1 年間のご支援とご協力に感謝！ 来年もよろしくお願いいたします。

認定 NPO 法人の更新に見通しがつきました

認定 NPO 法人は 5 年ごとに更新のテストがあります。その中核が「パブリック サポート テスト (PST)」と呼ばれるもので、該当する 5 年間、1 年間に 3,000 円以上の寄付又は賛助会費を納める人が実人数で 100 人以上必要という基準です。5 年間で 500 人以上なら OK です。しかし、法人の理事はダメ、同居家族は何人でも 1 人、1 人が何回寄付しても 1 人など、厳しい制約があり、1 年間で 100 人を達成するのはなかなか大変です。来年度、東三河後見センターの 3 回目の認定にあたり、今年度はどうしても 155 人以上の寄付が必要でした。この原稿を書いている時点であと 5 人程度でクリアです。寄付の要請ばかりで嫌われるのではないかと心配していますが、皆様のご厚志で何とか目的を達成できそうです。ありがとうございました。

市民後見人の皆さんと専門職で支える東三河後見センターの法人後見の活動

会報 8 ページに記載されているように、12 月 17 日現在の東三河後見センターの受任件数は 92 件で、そのうち市民後見人 25 名の方が 47 件を担当しています。内訳は、後見 31 名、保佐 11 名、補助 5 名です。市民後見人の皆さんの活動が、東三河後見センターの最大の特徴といえます。

常勤、非常勤の専門職は、いわば後見人のプロフェッショナルを目指す専門職として、難しい課題をもつ方の後見人等を担当すると同時に、市民後見人の皆さんと顔の見える関係の中で、必要に応じた支援・指導を行うようにしています。

来年は市民参加の法人後見のモデルを大切にしつつ、東三河地域全体の利用促進を構想を

東三河後見センターが設立以来進めてきた「市民参加の法人後見」が、認定 NPO の PST をクリアすることによる「資金面の市民参加」と市民後見人の皆さんによる「後見活動への市民参加」により、ようやく形を整えたといえるかもしれません。しかし、今後の成年後見ニーズの増大に応えるには、今後一層、法人の規模の拡大が必要です。規模の拡大は質の変化を伴うこともあるので、法人として目指すことを見失わないように慎重に進めなければなりません。

東三河地域の利用促進は、東三河後見センターの規模拡大だけでは実現できません。必要な人は誰でも、どこでも、適切に成年後見制度を利用できるようにするためには、多くの団体との協働・ネットワークの大きな構想をもち、その実現に向けて全体がゆっくりではあっても、歩を進めることが必要です。その上で、あるいは同時進行で、市民後見人の育成と活用を地域全体で進められるようにしなければなりません。それぞれの団体、組織にはそれぞれの歴史・基盤・考え方があるので、それを尊重しつつ、目標を大きく統合し、そのためのゆるやかなネットワークを構築すること。来年は、成年後見制度利用促進法という法律を共通の基盤にして、東三河地域にあった仕組みと方法を構築していく年にしたいものだとも夢見ています。

(代表理事 長谷川卓也)



平成 28 年に成年後見制度利用促進計画が閣議決定され、どの地域で生活していても必要な人は誰でも成年後見制度を安心して利用できる体制の構築が示されています。しかしながら成年後見制度自体の周知度が低く、制度の利用に結びついていないということが現状としてあります。今回、当法人が実施している事業は、次の 3 点をイメージしながら企画しました。「①地域での支援者を中心とした成年後見制度の利用推進（掘り起こしをする）を図ること。②成年後見制度の概要と関係者の連携について専門家講師を招いての講演会・学習会を実施すること。③豊川市における地域資源（関係機関、金融機関、事業所等）との顔の見える関係づくりを図る。」ことです。①～③を企画し実践することで権利擁護支援（成年後見制度）の周知及び啓発が図られ制度の利用に繋がる効果が期待できると考えました。

今回の会報では、前号（45 号）でご案内のみしていますが、この事業の第 1 弾として企画、平成 30 年 9 月 28 日（金）特別養護老人ホーム 千両荘 集会室にて実施した「成年後見制度利用促進座談会」と第 2 弾として 12 月 10 日（月）に実施した「成年後見フォーラム」の報告をして、第 3 弾として予定している「成年後見学習会」を別紙のとおりご案内しています。

成年後見座談会

成年後見制度利用促進計画に基づいて、国や県が本制度の活用について議論し市町村レベルでの計画の策定（努力義務ですが）や利用者、本人のメリットを重視した取り組みを進めているところです。座談会では豊川市の実際の実施機関、被後見人等を受け入れている施設機関や医療機関の関係者が集まり、それぞれの立場から見える成年後見制度の課題や今後必要なことについて話し合いたいと思い企画しました。当日は、医療機関より 2 名、高齢者施設（本事業の協働相手 千両荘 施設長さんと生活相談員）より 2 名、障がい福祉関係より 2 名、社会福祉協議会成年後見センター長、補助金事業実施課となる豊川市市民部市民協働国際課の職員、企画・運営・実施の当法人より、代表理事、市民後見人、行政書士、私の 4 名。総勢 11 名の参加となりました。

はじめに、豊川市市民部市民協働国際課さんから本事業の意義等、「協働」についてレクチャーをいただきました。まさに、成年後見制度による支援は本人を取り巻く、人的、物的な社会資源が協働しないことには成り立ちません。説明を受けながら改めて、今回のように「顔の見える関係」を構築しながらそれぞれの立場での意見が述べあえる機会を大事にしたいと思いました。



座談会では、そもそも成年後見制度とは？誰がどのような手続きを通して活用できるのか？活用した際の費用は？という基本的な議論にとどまることなく、近年、様々な分野からガイドラン等が示され、支援者としても大事にしたいが、どのような対応が必要なのか議論されている、「意思決定支援と成年後見制度との関係」や施設や医療機関も悩まされる「医療同意と身元保証、身元引受の課題」が浮彫となりました。また、権利擁護支援の人材養成として「市民後見人の育成と活用の必要性」についても参加者それぞれの視点で感じられている様子でした。（文責 工藤明人）

成年後見フォーラム

平成 30 年 12 月 10 日（月）、13 時 30 分から 15 時にかけて、豊川商工会議所 2 階ホールにおいて、「成年後見フォーラム」が開催されました。講師として、愛知県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター（アイズ）副委員長の松隈知栄子氏ならびに愛知県社会福祉士会成年後見利用促進委員会委員長の近藤芳江氏の両名が登壇され、東三河後見センター事務局長の工藤明人氏が司会・進行を行いました。参加者は 65 名であり、当ホールが一杯の盛況となりました。

フォーラムは、section1～4 の 4 部に分けて進行されました。各 section の具体的なテーマは、section1 は「講師自己紹介と成年後見制度の概要について」、section2 は「援助者の資格によって成年後見制度の違いはあるのか？」、section3 は「意思決定支援・トラブル事例について」、section4 は「他の地域の動向について」でした。

まず、section1 の「講師自己紹介と成年後見制度の概要について」では、松隈氏と近藤氏の両氏の自己紹介が行われ、それぞれが弁護士と社会福祉士としての立場から成年後見制度の概要を説明されました。松隈弁護士は、判断能力が十分なときは財産管理契約、認知症等による判断能力の低下に備えるときは任意後見契約、判断能力が低下したときは法定後見制度、さらに死後の財産の分割に備えた遺言の作成と、権利擁護制度の全体像を説明され、法定後見制度の位置づけを明確にされました。



一方、社会福祉士である近藤氏は、認知症の独居老人をめぐるトラブルをあげ、自身がケアマネジャーとして地域ケア会議を開催した上で、その方が成年後見制度を利用するまでの具体的な事例を説明されました。地域ケア会議は、直接の支援者である後見人やケアマネジャー・介護サービス事業者・医療機関などのチームが、各士業団体や医療・福祉関係団体などとネットワークを組みながら開催されますが、近藤氏は、この地域連携ネットワークの重要性を特に強調されていました。

次に section2 では、事前に出席者から集められた質問のうち、特に問い合わせの多かった「援助者の資格によって成年後見事務の違いはあるのか？」という質問への応答が行われました。これについて松隈弁護士は、「違いはない」と回答され、「特に資格がない一般の市民であっても、きちんと養成を受けた上で裁判所から選任されれば、誰でも有資格者と同じ後見人業務はできる」と述べられました。しかしながら、本人が困っている問題によって、有資格の方が適切に処理できる場合があることも強調されました。たとえば、相続争いや親族間トラブルがある場合、交通事故の被害者の後見をする場合の示談交渉、多額の負債がある場合などは弁護士が適任であり、被後見人が長い期間障害を持つ等、信頼関係を築くことが非常に難しいケースでは、福祉の現場になれた社会福祉士が望ましいといった例です。

また、近藤社会福祉士は、これまで後見人の適切な候補者のイメージがわからないままに、裁判所が本人不在のまま後見人を選任していたことを問題とし、今後は、「中核機関」が、専門職団体や市町村担当者、医療・福祉担当者と連携をしつつ、適切な後見人候補者の推薦を裁判所に行っていく制度に変わっていく点を、強調されました。以上のように、後見人の業務が援助者によって違うことはないとしても、今後は、被後見人のニーズとそれにふさわしい後見人とのマッチングが重視されていくとのことでした。

次に section3 は、「意思決定支援・トラブル事例について」がテーマとされましたが、これは居宅介護事業所からの事前質問「延命治療をどうするのか？」を受けてのものでした。これに関して、まず近藤社会福祉士が、本人の意思決定の観点から説明されました。これまで地域ケア会議においては、本人不在のままで、チームが医療や福祉の方針を決めてしまいがちでしたが、本人の意見は本来尊重されるべきであり、今後は ACP（アドバンス・ケア・プランニング）が重要になるとのことでした。



ACP（アドバンス・ケア・プランニング）とは、患者本人と家族が医療・介護関係者と共に、意思決定能力が低下する場合に備えて、あらかじめ、終末期を含めた今後の医療や介護について話し合うことや、意思決定が出来なくなったときに備えて、本人に代わって意思決定をする人を決めておくプロセスを意味しています。ここで重要なのは、どうして生きていくのか、どのように亡くなっていくのかという意思決定を、チームで支援しつつも、本人が主体的に行い、それを記録し明文化しておくことにあります。これにより、本人不在になりがちであった医療・介護現場で、本人が主体性を取り戻すことになるのです。

また、松隈弁護士は、「医療についての意思決定がいちばん難しい」と述べられ、医療については法律的にも、後見人や親族には権限はなく、結局は本人にしか決められないという点を強調されました。そして、この問題は後見人として必ずぶつかる問題であるので、たとえば、家・施設・病院のどこで亡くなりたいかなどを、前もって本人が自分で決めておきましょう、と述べられました。

最後に、section4 では、「他の地域の動向について」が説明されました。最初に、松隈弁護士は、成年後見制度利用促進法の全国的動向について述べられましたが、同委員会で特に問題とされているのが、本人に関する情報が集約されず適切な支援がなされていない、ということでした。成年後見制度申立の際に添付する医師の診断書は、現在は大変シンプルなものであり、後見人をつける必要のない人にまで後見をつけてしまうという問題がありました。そこで来年4月より、新たな診断書の書式に「本人情報シート」という補助シートが加わることが予定されており、より本人のニーズに応じた類型への区分の適応が可能になるとのことでした。

次に、近藤社会福祉士は、今後は各地域の自治体で利用促進計画が作成されていくことを強調され、それにより、介護保険制度と同様に成年後見制度を誰もが利用できるようになることと述べられました。また、利用促進計画の作成の支援体制については、愛知県は全国でも先端地域であるとのことでした。以上のように、本人にとっても、地域にとっても、より成年後見制度が利用しやすいよう、後見制度が変化し続けていることが、垣間見られました。

以上、成年後見フォーラムの報告でした。

（文責 井上 裕一）

ケースファイル 23

初めての任意後見契約

任意後見制度の利用者は？

東三河後見センターの定款の事業項目には任意後見人の受任が入っていますが、これまで1件も受任していませんでした。それは、任意後見制度の利用希望者がすでに「補助」相当程度

の判断能力が不十分な人が多く、任意後見契約の内容を理解したうえで、公正証書にすることが難しかったためです。（任意後見契約を締結するには家庭裁判所は関わりません。ご本人と任意後見受任者が契約し、公証人に契約書を作成してもらい、公正証書にして、登記しておくという仕組みです。）

任意後見契約には3種類あります。いずれも任意後見監督人が家裁から選任されると任意後見契約が発効することは同じなのですが、発効する前に、委任契約で法律行為の代理をする契約をつけるかどうかで異なります。発効前の委任契約をつけないのを「将来型」、発効前の委任契約をつけるのを「移行型」、契約と同時に発効させるのを「即効型」といいます。任意後見契約の大半は「移行型」と言われています。移行型の任意後見契約では、任意後見契約と委任契約がセットになっています。さらに、死後事務の委任契約や遺言書を合わせて公正証書にしておくことも少なくありません。つまり、契約内容が複雑で、理解するには相当な判断能力が必要なのです。

従って、判断能力は充分あるのだが、加齢や障害などにより、預貯金の払戻しや入金チェック、土地やアパートなどの管理、市役所などへの申請や届け出等を自分で行うのは難しい、しかも頼りになる親族もいないというような方が任意後見制度の利用者となります。

眼が見えず、足腰も弱ってきた独居高齢者

東三河後見センター最初の任意後見制度利用者は、70代後半の眼がほとんど見えず、足腰も不自由になってきた独居高齢の男性Aさんです。認知症は全くなく、判断能力は充分ですが、次のようなことが一人ではできず、民生委員やケアマネジャーが大変心配し、何とかならないかと相談されました。

- ① 独居の姉や兄が亡くなり、相続が発生したが、相続の手続きなどで動いてくれる親族がいない。
- ② 市役所や年金事務所、公共料金、その他の通知を読むことができないので、適切に対処できず、不利益を被る恐れがある。
- ③ 家の片づけや整理が一人ではできない。
- ④ 年金だけでは生活できないので、土地を売却する必要があるが、契約書などの書類を読むことができないため、一人で売買契約をするのは難しい。
- ⑤ 預貯金の残高、入、出金額を一人で確認することができない。
- ⑥ ケアマネジャーやヘルパーは、本人の経済状態が分からないので、どの程度のサービスまで提供したらよいかの判断ができない。（本人は、お金の心配が大きいため、サービスを拒否する傾向がある）
- ⑦ 体調が悪い時は、一人で病院に行けない、買物に行けない、食事の準備ができないといったことが起きる。

任意後見契約の内容と実務

Aさんは法定後見の対象にはなりませんが、どうしても“後見的”な支援が必要な方です。移行型の任意後見契約を結び、あわせて死後事務の委任契約を結びました。

難しかったのは、報酬額です。法定後見の報酬付与額を参考に、預貯金額の変動にスライドする報酬額としました。土地の売却が課題でしたので、売却価額に応じた特別報酬もセットしました。また、兄弟の相続が必要でしたので、相続の大変さを組み込んで相続支援の特別報酬も契約書に入れました。

現在は任意後見発効前の委任契約で実務を行なっているのですが、法定後見のように金融機関で通用する「登記事項証明書」があるわけではありませんので、法定後見とは違う苦労があ

ります。第三者に対する権限の証明が難しいのです。今のところ、預貯金の払戻しや市役所で戸籍謄本などの証明書を発行してもらう時は、必ず本人同行で行くようにしています。

任意後見制度のニーズの増大に備えて

契約内容が複雑で実務も難しいという印象の任意後見制度ですが、Aさんのように判断能力はあるが一人ぐらしには大きな困難が伴い、“後見的”な支援が必要という方は、今後ますます増えてくると思います。そうしたニーズの増大に備えて、東三河後見センターとしても正面から任意後見制度に取り組む時期がきたと感じています。(文責 長谷川卓也)

会 員 紹 介

「市民後見人を志して」

市民後見人 田中 剛

30年勤めた学校を定年退職する時、私は残りの人生をどうしたら満足して終えられるかを思った。趣味で生きる人がいる。しかし、それではきっと自分は満足しないと思った。それでも合唱団に入って歌うことと農業に対する漠然とした憧れを趣味にしてみた。案の定、次第にそれだけでは満足できなくなった。私は、民生委員になり5年目を迎えたが、もっと深く人の心に分け入ってその助けになりたいと思った。ある日のこと、私は成年後見人の養成講座を受講した。豊川での講習に通う一年ののち、無事講座を修了した。

私は、田原市後見センターから自立援助支援員の要請を受け、東三河後見センターからは補助人の要請を受けた。受けた二人は軽度の知的障害がある。こうして一年がたった。私は教師では味わえなかった経験に遭遇した。成年後見の仕事は主に身上監護と財政的サポートである。補助人の引き継ぎと同時に、私は150万円の通帳を預かった。他人の金銭を預かり、それで人の生活を支えるのは初めての経験である。しかし、現実を支えるなどという生易しいことではなかった。障害により幼少時からの育て方なのか、金銭に対する感覚は普通ではなかった。のちに、親族は自分たちの限界を感じて後見を依頼してきたことを知った。身上監護はさらに深刻だった。140キロの超肥満と高血圧、血糖値の異常さに医師はいつ倒れてもおかしくないと宣告した。保健師との共同作業は摂生を受け入れない食生活改善への押し問答が続いた。それでも、何度も裏切られながら私は彼から頼られているという実感があつた。私はいま73歳であるが、かつてないほど健康に留意している。なぜなら、私の健康は彼らの生活に直結しているからである。

東三河後見センターの今後の予定(1月～3月)

☆ミーティング 開催日 毎週火曜日 午前9:20 頃より2時間弱
場 所 豊川商工会議所3階 第1研修室

1月11日 理事会 19:00～ 豊川商工会議所3階

1月15日 事務局会議 13:30～ 事務所内

1月26日 成年後見学習会 13:00～ 豊川商工会議所1階

2月1日 成年後見に関する個別相談会 13:30～16:30 (要予約) ウィズ豊川

2月12日 事務局会議 13:30～ 事務所内

3月9日 理事会 19:00～ 豊川商工会議所3階

3月12日 事務局会議 13:30～ 事務所内

※12月29日～1月3日は年末年始となります。ただし電話対応はいたします。



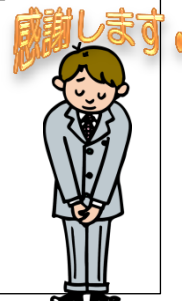
平成30年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(平成30年12月13日現在)

正会員費納入者（敬称略）55名

- ・武重傳・近藤由美子・高柳大太郎・鈴木光子・上江富士夫・福住幸子・齋藤尚・丸山智子
- ・小野晴美・五十嵐光子・荻邦子・細野京子・中村成人・二村良子・杉浦弥生・坂柳ゆかり
- ・杉山智子・西川邦輔・田中義人・藤堂三男・藤田慎・中島由恵・山本達也・田中幸一
- ・岡本守・村川賢一・長谷川卓也・本多啓枝・今泉博充・佐藤美子・倉本秀子
- ・石原香・加藤啓子・吉田徹・梅田大己・金田貴子・影山恒太・大嶽理恵
- ・豊田和浩・水野遠次・神谷典江・舟越正行・今泉全勝・長坂宏・小林佳子
- ・井上裕一・池田進・足立和男・工藤明人・高森陽一郎・飯星睦生・花田玲子
- ・星野裕・近藤悠弥子・緒河睦子



賛助会員費納入者（敬称略）71名

- ・北村隆信・金澤富雄・山口はるみ・日比修治・八木憲一郎・寺田順子・磯村隆樹・室井啓恵
- ・小川祐子・山本幸恵・夏目みゆき・山田奈穂・伊藤文則・加藤明代・津田句子・伊与田千鶴子
- ・大須賀康・都築昭吉・佐々木宏直・佐々木直子・吉本京子・藤倉陽子・樋口茅子・足木充邦
- ・木下義勝・中谷芳孝・三浦正博・清水則子・白井誠子・清水恵子・岡本由紀子・中村八重子
- ・河合康隆・大林充始・藤田裕子・水野登代子・長谷川泰子・多々内崇文・北沢悦子・古川伸
- ・西田初美・彦坂ケサエ・彦坂敏・佐宗健二・勝見康夫・横山政子・加藤正則・中野正二
- ・渡邊勝弘・工藤栄・新村知宏・齋藤啓治・成瀬明子・内藤加代子・松下啓子・朝倉保
- ・榊原佳代・藤井幸夫・豊田弘子・横田和子・白井公江・寺部敦子・室田満秋・田村陽子
- ・杉原昌博・伊藤忍・小田ひろみ・田中剛 匿名 3名

法人正会員費納入者（納入順、敬称略）0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略）5法人

- ・フレンドリーハート・豊川市知的障害者育成会・蒲郡市社会福祉協議会・(有) マンボウ
- ・むつみ会

寄付者（敬称略）82名

- ・峯田貞三・福住幸子・荻邦子・小川祐子・北村隆信・中村成人・田中義人・山本範正
- ・中島由恵・岡本守・村川賢一・山本達也・足立和男・石原香・石原紀久代・丸山智子・杉山智子
- ・岡本由紀子・秋田誠二・二村良子・小林由夏・佐藤美子・鈴木光子・佐藤てつ子・近藤芳江
- ・北沢伊・斎藤歯科医院・小林修・鈴木美穂・定保泰子・夏目滋・鈴木幸子・野呂壽海雄
- ・小野晴美・花田玲子・西川邦輔・本多結城子・水野遠次・城所敬子・城所志のぶ・夏目昌代
- ・田邊睦巳・杉浦淑代・安形百世・村上郭子・長谷三恵子・大谷早苗・城所巴・渡辺孝友
- ・菅沼芳江・岩瀬由樹・森晶子・林ますみ・村瀬一枝・寺部桂子・近藤智子・辻えり子・杉浦弥生
- ・星野裕・加納鋭雄・長嶋國弘・佐藤大基・石井直幸・藤田慎・メンタルネットとよかわ
- ・梅田大己・匿名 16名

認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(平成 30 年 12 月 18 日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
平成 30 年 3 月 31 日現在	51	17	13	1 (保佐)	82
受任者数 (平成 30 年 4 月～)	11 (+1)	6	0 (-2)	0	17
終了 (平成 30 年 4 月～)	6	1	0	0	7
平成 30 年 1 2 月 1 8 日現在受任	5 6	2 2	1 3	1	9 2

★任意後見制度利用者利用者

任意後見人受任者	1 名	任意後見人	0 名
----------	-----	-------	-----

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	2 3 名	6 名	3 名	6 名	0 名	0 名	0 名	3 8 名
知的障がい者	1 8 名	4 名	7 名	2 名	1 名	1 3 名	2 (岡崎市)	4 7 名
精神障がい者	3 名	0 名	2 名	0 名	0 名	1 名	1 (名古屋市)	7 名
合計	4 4 名	1 0 名	1 2 名	8 名	1 名	1 4 名	3 名	9 2 名

★市民後見人の受任状況

	後 見	保 佐	補 助	合計
認知症	1 4 名	2 名	1 名	1 7 名
知的障がい者	1 7 名	8 名	4 名	2 9 名
精神障がい者	0 名	1 名	0 名	1 名
合計	3 1 名	1 1 名	5 名	4 7 名

市民後見人 2 5 名の方が上記表の 4 7 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿搭載者で、業務委託契約に基づき後見の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の取得をめざして 賛助会費・寄付金のお願い

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 12 月 13 日現在)

正 会 員費納入者： 5 5 人

(法人正会員 0 含む)

賛助会員費納入者： 7 1 人

(法人賛助会員 5 含む)

寄付者 (3,000 円以上) 8 2 人 (重複してご寄付を頂いている方は 1 名とカウントしています。)

皆さまのご支援ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。正会員・賛助会員数を示すものではありません。



会員登録・寄付のご案内

編集後記

今回の会報は、平成 30 年度豊川市市民協働推進事業による補助金事業として採択された「権利擁護支援(成年後見制度)の普及・啓発と多職種連携によるネットワーク構築プロジェクト事業」の企画と実施状況の報告がメインとなりました。今、本人を中心としたチームで支援することが大事だと言われています。さまざまな支援者のネットワークが構築され、支援が必要な方にはもれなく支援につながる環境がこの地域にもできたらと思います。

季節柄、みなさまご自愛ください。

(編集:工藤明人)